

## (参考) 特定窓口の業務

### 1. 特定窓口の役割

特定窓口は、社団法人日本消火器工業会が廃消火器の収集運搬／保管を委託する消火器の販売代理店です。特定窓口は排出者のもっとも身近な廃消火器の引取場所となります。



### 2. 特定窓口の実務

#### ① 廃消火器の引取・運搬・保管

ユーザーからリサイクルシールが貼付された廃消火器を引き取ります。(または、ユーザーによる持ち込み) 引き取った消火器は自社へ持ち帰り一時保管するか、日本消火器工業会が設置する指定引取場所に持ち込みしていただきます。

また、引取時には専用の伝票を利用していただく必要があるほか、車両に必要事項の表示、保管場所に掲示板の設置など、義務が生じます。

#### ② リサイクルシールの販売

2009年末までに製造された消火器にはリサイクルシールをユーザーにて貼付いただく必要があります。シールが必要なお客様にシールの販売を行っていただく必要があります。

#### ③ ユーザーへの周知及び問い合わせ対応


取引のあるユーザーへ当システムの周知を行うとともに問い合わせ窓口として廃消火器の処理方法に困っているユーザー・自治体等への説明を行っていただく必要があります。

#### ④ 帳簿作成と保管および定期報告

当システムの不正処理を防止するため入出庫の管理は専用の受取伝票で行い、この伝票は「帳簿」として備付けと保存を行わなければなりません。また、適正な運用を確認するため「帳簿」の入出庫を月別に集計した「帳簿統括表」の定期的な報告を行なう必要があります。

## 3. 取り扱い可能なリサイクル対象品

日本消火器工業会の廃消火器リサイクルシステムの対象品目は以下のとおりです。取り扱うことができる廃棄物は、広域認定制度に基づき 環境大臣の認定を受けています。

対象品目	種類
小型消火器等 	ABC 粉末消火器 20 型以下
	BC 粉末消火器 20 型以下（特殊火災用放射器含む）
	住宅用消火器
	強化液・機械泡消火器 8L 以下
	化学泡消火器（手提げ式）
	二酸化炭素消火器 15 型以下
	ハロン 1301 消火器（消防環境ネットワーク関連費用除く）
	その他旧式消火器（手提げ式）
	下方放出型自動消火装置（粉末タイプ）
	下方放出型自動消火装置（液体タイプ）
	ダクト消火設備用本体容器
	粉末消火薬剤 15kg 缶入り
	小型消火器用加圧ボンベ 1 斗缶入り
	大型消火器・移動式用加圧ガスボンベ 1.3L 以下
	小型消火器 BOX
消火器用ブラケット・設置台	
大型消火器等 	ABC 粉末消火器 100 型以下
	ABC 粉末消火器 100 型を越え 200 型以下
	BC 粉末消火器 200 型以下（特殊火災用放射器含む）
	強化液消火器 20L～60L
	機械泡消火器 20L
	泡消火器 45L～200L
	二酸化炭素消火器 50 型
	移動式粉末消火設備 33kg～45kg タイプ
	パッケージ型消火設備
	大型・移動式用消火器 BOX
	大型消火器・移動式用加圧ガスボンベ 13.4L 以下
	液体消火薬剤（強化液、浸潤剤入り水、泡）※20L ポリ缶入り ※装置用を除く

※特別管理産業廃棄物に該当する製品については新製品、既販品とも対象外となります。

※工業会会員以外の製品は対象外となります。（義務者不存在製品に関しては別途お問合せ願います。）